

南島原市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画【概要版】

改定目的

新型コロナウイルス感染症対応の経験や課題、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう、平時の備えを充実させ、有事に迅速に対応できる体制を整備する。

根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）第8条

構成

- 第1部 特措法と市行動計画
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 第3部 各対策項目の考え方と取り組み

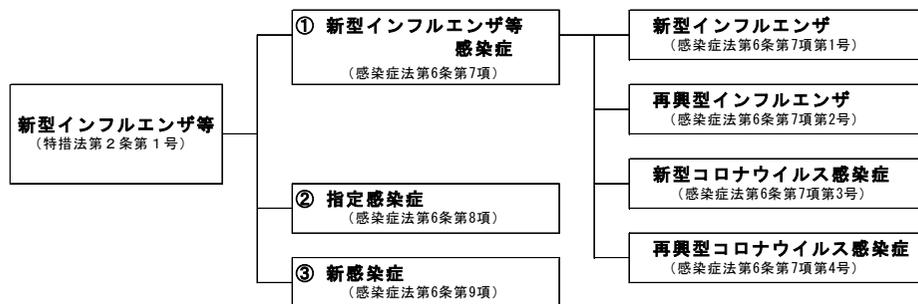
経緯

- ・本市の行動計画はH21年4月に策定。特措法の施行に基づき、H27年3月に改定。（以後、一部改定あり）
- ・R6年7月に政府行動計画が約10年ぶりに抜本改定、R7年3月に県行動計画が改定されたことを受け、本市の行動計画も改定する。

第1部 特措法と市行動計画

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、①～③が定められている。



- ② 指定感染症：当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ③ 新感染症：全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

○対策の目的

- ①市民の生命及び健康の保護
- ②市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

○基本的な考え方

- ①新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定
- ②人権の配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案する

○時期区分の想定

準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前に予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初動期	感染症の探知・国の公表を経て、国の動向を注視し、初動対応にあたる期間（対策本部設置にむけた検討）
対応期	国の基本的対処方針や発生状況を踏まえ、各対策を柔軟かつ機動的に切り替えながら講じる期間（特措法によらない基本的な感染対策へ移行）

対策項目	準備期	初動期	対応期	担当部署
①実施体制	1 実践的な訓練の実施 2 市行動計画の見直し 3 関係機関等の連携強化	1 発生が確認された場合の措置 2 迅速な対策に必要な予算の確保	1 基本となる実施体制 2 緊急事態措置の検討等 3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制	・福祉保健部 ・総務部 ・関係部局
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	1 市民等への情報提供・共有 ・市 ・県と市の間 ・双方向のコミュニケーション	1 情報提供・共有 2 双方向のコミュニケーションの実施	1 情報提供・共有 2 基本的方針	・福祉保健部 ・関係部局
③まん延防止	1 対策強化に向けた理解や準備の促進等	1 市内でのまん延防止対策の準備		・福祉保健部 ・関係部局
④ワクチン ★	1 ワクチン接種に必要な資材 2 ワクチンの供給体制 3 接種体制の構築 4 情報提供・共有 5 DXの推進	1 接種体制の構築 2 ワクチン接種に必要な資材 3 接種体制	1 ワクチンや資材の供給 2 接種体制 3 健康被害救済 4 情報提供・共有	・福祉保健部
⑤保健 ★	1 連携体制の構築		1 主な対応業務の実施	・福祉保健部
⑥物資 ★	1 感染症対策物資等の備蓄等			・福祉保健部 ・総務部
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	1 支援体制の整備 ・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築	1 事業継続に向けた準備等の要請 2 生活関連物資等の安定供給等 3 遺体の火葬・安置	1 市民生活の安定の確保 2 社会経済活動の安定の確保	・全部局

【 政府行動計画及び県行動計画の対策項目 】 6項目から13項目に拡充（下線が追加された項目）

①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止

⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民（県民）生活及び国民（県民）経済の安定の確保